

許認可等の内容	入所の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	こども発達支援センター	処分権者	市長
標準処理期間	15日	設定日	平成18年10月1日
審査基準 1 条例第3条第1号の事業の対象児童であること。 2 通園施設の定員を超過しないこと。 3 疾病その他の事由により他の児童に悪影響を及ぼすおそれがないと認めるとき。 4 その他通園施設の管理上支障がないと認めるとき。 ここで「その他通園施設の管理上支障」とは、2及び3に準じるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいい、客観的にみて他の児童に悪影響を与えることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときを含む。			

健康 5 - 2

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例第8条		
担 当 課	こども発達・家庭支援センター	処分権者	市長
標準処理期間	15日	設定日	平成18年10月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>使用料の減免は、原則として、児童福祉法第21条の5の11第1項の規定による障害児通所給付費の支給の特例を受けない同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用に係る使用料について行うこととし、条例第8条の規定により、当該使用料がその世帯の負担能力に対し加重であると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、市民税減免基準に準じて行うものとする。</p> <p>市民税減免基準に準ずる減免は、次のとおりとする。</p>			
1 死亡の場合			
(1) 扶養義務者が死亡し、他に所得がなく生計困難な場合			全 免
(2) 扶養義務者が死亡し、他に所得があるも生計困難な場合			7割内外
(3) 家族の死亡により多額の出費（療養中に出費を含む。）を要し、生計困難な場合			3割内外
2 疾病の場合			
(1) 扶養義務者が疾病にかかり、他に所得がなく生計困難な場合			全 免
(2) 扶養義務者が疾病にかかり、他に所得があるも生計困難な場合			7割内外
(3) 家族が疾病にかかり、医療費の出費多額に対して生計困難な場合			3割内外
3 失業の場合			
扶養義務者が失業し、他に所得がなく生計困難な場合			全 免
4 天災火災等			
(1) 資産の全部を失った場合			全 免
(2) 資産の50%以上を失った場合			6割内外
(3) 資産の30%以上を失った場合			3割内外
(4) 資産の10%以上を失った場合			1割内外
(5) 収穫の80%以上を失った場合			7割内外
(6) 収穫の50%以上を失った場合			3割内外